

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年9月12日
【会社名】	サムシングホールディングス株式会社
【英訳名】	Something Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前 俊守
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場一丁目5番25号
【電話番号】	03(5665)0840(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 笠原 篤
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区木場一丁目5番25号
【電話番号】	03(5665)0840(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 笠原 篤
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 297,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	875,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成28年9月12日(月)開催の当社取締役会決議によるものです。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	875,000株	297,500,000	148,750,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	875,000株	297,500,000	148,750,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、148,750,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
340	170円	100株	平成28年9月29日(木)	-	平成28年9月29日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

2. 発行価額は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに募集株式の「新株式引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
サムシングホールディングス株式会社	東京都江東区木場一丁目5番25号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 小岩支店	東京都江戸川区西小岩一丁目23番14号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
297,500,000	4,700,000	292,800,000

（注）１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

２．発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用1.0百万円、有価証券届出書作成提出費用2.2百万円、登記関連費用0.3百万円、信託銀行向け第三者割当基本料（株式取扱）0.5百万円、その他諸費用（株式事務手数料等）0.7百万円となります。

（２）【手取金の使途】

当社と株式会社シノケングループ（以下、「シノケングループ」といいます。）は資本業務提携を行うことにより双方シナジー効果が見込めるとの合意に至り、その結果、当社は事業拡大及び自己資本比率を中心とした財務基盤の強化を目的として第三者割当増資（以下、「本第三者割当」といいます。）を行うこととしました。

海外事業に係る提携では、当社が有するサービス及び製品をシノケングループが行う東南アジアにて行うマンション開発へ活用することを図ってまいります。これによる今後の需要増に対応するため、設備投資としてのWPC（プレキャストコンクリートパネル）型枠購入資金に投資することを下記のとおり予定しております。

また、国内事業に係る提携におきましても、当社が行う地盤改良事業・保証事業・地盤システム事業を、シノケングループが有するアパート販売事業・マンション販売事業・ゼネコン事業に活用することを図ってまいります。提携による効果を高めるため、国内事業の営業推進力向上に備えたサービス強化、及び設備充実のために投資することを下記のとおり予定しております。

更に、グループ全体における管理部門のインフラにおきましても、改善・向上を目的にシステムの構築及び更改を下記のとおり予定しております。

また、今回の投資は、一部自己資金にて前倒しで充当済みであり、当該自己資金を今回の調達資金により補填することを予定しております。これは、自己資金にて充当したために借入金が増加したことによる自己資本比率の低下を回復させることを目的としております。

なお、調達資金に付きましては、銀行口座にて管理いたします。

海外事業へ設備投資等

当社は、中長期的なテーマである海外における事業領域拡大のため、カンボジア・ベトナムにおけるWPC建材の製造販売事業・地盤調査改良事業を進めております。海外事業は、以上２本の柱で継続的な投資を行いながら早期の黒字化実現を目指しております。

A．カンボジアにおいて現地法人を設立し、設備投資としての３階建てタウンハウス等建築事業に伴うWPC型枠購入資金、及び運転資金（資金必要時期：平成28年９月～平成29年12月）

経済成長が続くカンボジアでは不動産・建設業がその牽引役を担っており、近年、首都プノンペン市郊外ではカンボジア人の実需をターゲットとして、一戸建て、二戸一住宅、タウンハウス、ショップハウス等から成る複合開発としての街造りが進められています。当社グループは、高品質のWPCパネルで躯体構造が一樣のタウンハウスを建設することにより、カンボジアの住環境の向上を実現するように努めております。

WPCを使用した大規模住宅建設が計画されているカンボジアプノンペン郊外のプロジェクトに向け、WPC事業実施のための連結子会社JAPANEL HOME CAMBODIA CO.,LTD.をプノンペンに設立し、３階建てタウンハウス等建築を行うため、WPC製造に必要な型枠購入資金・運転資金の調達を行う予定でございます。

設備資金としては、WPCの製造委託を開始するための型枠購入資金として69百万円を予定しており、住宅販売計画に合わせて順次購入する計画です。そして、平成28年12月よりWPC製造を開始する計画です。

運転資金としては、３階建てタウンハウス等建築及び事業管理を行うための人材雇用、並びに３階建てタウンハウス等建築のため、11百万円を予定しております。

・資金の流れとして、本株式の発行により調達した資金を海外拠点を統括するSOMETHING HOLDINGS ASIA PTE.LTD.に貸付し、本投資の原資とすることを予定しております。（平成28年９月予定）

B. ベトナムにおける既存事業の強化に向けた設備投資としてのW P C 型枠購入資金、及び運転資金(資金必要時期:平成28年1月~平成29年12月)

既に事業展開済であるベトナムにおける住宅取得層(特に戸建・タウンハウス等)の市場を獲得する為、当社連結子会社でありますSOMETHING VIETNAM CO.,LTD.における増産体制を構築する予定です。

設備資金としては、業務提携により今後見込まれる受注増への対応を目的に、W P C を製造するための型枠購入資金10百万円が必要となります。

運転資金としては、ベトナムにおける既存事業の人材雇用を含む増加運転資金として20百万円を予定しております。

・資金の流れとして、本株式の発行により調達したベトナム事業に係るW P C 型枠購入資金及び運転資金をSOMETHING HOLDINGS ASIA PTE.LTD.に貸付し、その資金をSOMETHING VIETNAM CO.,LTD.に貸付します。

また、運転資金におきましては、一部自己資金にて10百万円を前倒しで充当済であります。

なお、A.カンボジアにおいて現地法人を設立し、設備投資としての3階建てタウンハウス等建築事業に伴うW P C 型枠購入資金、及び運転資金、並びにB.ベトナムにおける既存事業の強化に向けた設備投資としてのW P C 型枠購入資金、及び運転資金に関する設備計画の内容につきましては、後記「第三部 追完情報 1.設備計画の変更」に記載のとおりであります。

国内事業へ設備投資等

A 地盤改良事業

ア.従来の地盤改良事業の領域拡張に向けた新規研究開発投資(資金必要時期:平成28年1月~平成28年12月)

近年の豪雨による被害状況を鑑み、当社は、これまで培ってきた地盤改良技術を豪雨対策分野に拡張することにより、その新技術を雨水による浸水被害地域や土砂災害地域に活用することを見込んでおります。具体的な活動予定は下記のとおりとなります。

・雨水浸透施設の開発とその事業化

雨水浸透施設の開発とその事業化の目的は、都市部を中心に豪雨対策としてなされる雨水流出量抑制のための雨水浸透施設分野に参入し、地盤調査から地盤対策設計のみならず雨水処理までをワンストップサービスの対象とする顧客へのサービスを拡充することにより新たな利益を創造することです。

雨水浸透施設の事業概要は、国内大手住宅用樹脂商品メーカー様と開発したドレーンパイプを雨水浸透施設として利用するための施工法を開発し、この手法に対応可能な施工業者を全国で組織化することで、ドレーンパイプを材工一体で販売するものです。

・盛土排水パイプ(DASSUI)の開発とその事業化

盛土排水パイプ(DASSUI)の開発とその事業化の目的は、盛土の耐震化に繋がる、新設及び既設ののり面や擁壁からの排水促進技術を開発し、顧客にそのサービスを提供することにより新たな利益を創造することです。

盛土排水パイプ(DASSUI)の事業概要は、複数社様と共同開発を進めてきました盛土中の滞留水を排出するための盛土排水パイプ(DASSUI)及び施工技術の販売事業です。

雨水浸透施設の開発とその事業化、及び盛土排水パイプ(DASSUI)の開発とその事業化の推進のため、新技術の効果・性能確認のための試験費用、並びに事業化に向けたドレーンパイプ及び盛土排水パイプ(DASSUI)を製造するための材料費及び金型作製資金が必要となります。

以上、雨水浸透施設の開発とその事業化に向けた投資金額につきましては、17.5百万円、及び盛土排水パイプ(DASSUI)の開発とその事業化に向けた投資金額につきましては、17.5百万円、合計ア.従来の地盤改良事業の領域拡張に向けた新規研究開発投資につきましては、35百万円を計画しております。

また、一部自己資金にて17百万円を前倒しで充当済であります。

イ．営業推進力強化及び情報セキュリティ強化のための支店統廃合及び新規出店、並びに既存支店の建て替え(資金必要時期：平成28年10月～平成29年6月)

支店統廃合及び新規出店の目的は、人口増加に伴う住宅建設・地盤改良事業の需要が継続的に見込める地域へ出店することにより、売上・収益を拡大することです。既に受注先として見込まれる企業への営業活動を行い、同地域への参入準備を進めております。

新規出店につきましては、初期段階においては地盤調査事業を行いつつ市場のマーケット調査を行い、段階的に事業拡大を図ります。具体的には、新規事務所の開設、並びに新規地盤調査機及び改良機の設置を計画しております。

新規出店設備等につきましては投資金額は35百万円を計画しております。

既存支店の建て替えにつきましては、秋田支店を予定しており、建物の老朽化及び人員増加への対応を目的に現状の事務所を建て替え、作業領域の拡張及び最新設備にすることにより顧客サービス満足度を向上させ、営業推進力及び情報セキュリティを強化させます。

情報セキュリティ強化につきましては、サムシンググループは2年前より取組んでおり、株式会社サムシングの事業本部・設計部・調査部はISO27001 ISMS資格を取得済みであります。

既存支店の建て替えに伴う事務所設備等につきましては投資金額は50百万円を予定しております。

以上、イ．営業推進力強化及び情報セキュリティ強化のための支店統廃合及び新規出店、並びに既存支店の建て替えに向けた投資金額につきましては、85百万円を計画しております。

なお、イ．営業推進力強化及び情報セキュリティ強化のための支店統廃合及び新規出店、並びに既存支店の建て替えに関する設備計画の内容につきましては、後記「第三部 追完情報 1．設備計画の変更」に記載のとおりであります。

ウ．国内における増加運転資金(資金必要時期：平成28年10月～平成29年4月)

ア．従来の地盤改良事業の領域拡張に向けた新規研究開発投資、及びイ．営業推進力強化及び情報セキュリティ強化のための支店統廃合及び新規出店、並びに既存支店の建て替えへの投資によって見込まれる売上増加に伴い、人材雇用を含む増加運転資金として、25百万円を計画しております。

B．保証事業

・受注拡大を目的とした顧客向け報告書作成システムへ受発注機能追加(資金必要時期：平成28年8月)

サムシンググループでは、保証事業は、当社の連結子会社であります株式会社G I Rにて行っております。

目的は、保証事業における報告書作成システムについて、顧客側の発注業務及びG I R側の受注業務のオペレーションの簡素化及び受発注のシステム化を図り、受発注件数の増加を目指すことです。

今回開発の受発注機能追加の概要は、既存の顧客とG I Rの間で接続されている報告書作成システムの機能に、調査日程調整依頼・調査結果速報受領・施工の見積もり依頼を用意することです。

以上、受注拡大を目的とした顧客向け報告書作成システムへ受発注機能追加に向けた投資金額につきましては、15百万円を計画しております。

また、一部自己資金にて12百万円を前倒しで充当済であります。

なお、B．保証事業 受注拡大を目的とした顧客向け報告書作成システムへ受発注機能追加につきましては、後記「第三部 追完情報 1．設備計画の変更」に記載のとおりであります。

C．地盤システム事業

・「G-Web system」 1の顧客増加対応のためのレンタル用機材仕入資金（資金必要時期：平成28年10月～平成29年4月）

1 「G-Web system」は、スウェーデン式サウンディング試験及び標準貫入試験、並びに地盤改良を対象とした住宅地盤第三者認証システムです。

サムシンググループでは、地盤システム事業は、当社の連結子会社でありますジオサイン株式会社にて行っています。

主な事業内容は、地盤調査及び改良工事データの改ざんが不可能な仕組みを持つ独自のシステム「G-Web system」を、建設会社様、調査会社様、及び地盤改良業者様等にレンタルをすることです。

昨年の横浜マンションの杭データ改ざん問題により、地盤業界の信頼性が大きく損なわれており、本システムは、地盤調査及び地盤改良工事の実作業を、いつ、どこで、だれが、どの機械で行ったのか、調査または工事データと現場写真を記録し、インターネットを通してデータ管理をすることで、データの不正・改ざんを防止し、現場情報をリアルタイムに把握することができるシステムとなっています。

また、地盤調査機及び改良工事機へ取り付ける専用機器、及び専用の携帯端末に本システムを組み込むことによってサービスを提供しております。

本システムに対して現在多くの建築会社様等からお問合せを頂いております。そのため、これらの機材量を増加させ、事業拡大を計画しております。

上記、「G-Web system」に必要な機材の増加仕入資金に付きましては、20百万円を計画しております。

グループ全体における管理部門のインフラ投資（資金必要時期：平成28年1月～平成29年4月）

グループ全体における管理部門のインフラ改善・向上のため、手作業負担が大きいサムシンググループ連結決算作業及び勤怠管理のシステム構築、並びに給与システムの効率化を目指し、更改を行ないます。

以上、グループ全体における管理部門のインフラ投資に向けた投資金額に付きましては、10百万円を計画しております。

なお、グループ全体における管理部門のインフラ投資に付きましては、後記「第三部 追完情報 1. 設備計画の変更」その他事業に記載のとおりであります。

今回の投資予定総額は、全体で300百万円でございますが、調達予定資金の差引手取概算額は292.8百万円であるため、不足分は自己資金にて充当することを予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	
名称	株式会社シノケングループ
本店の所在地	福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第26期(自平成27年1月1日至平成27年12月31日) 平成28年3月29日福岡財務支局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第27期第1四半期(自平成28年1月1日至平成28年3月31日) 平成28年5月13日福岡財務支局長に提出 事業年度第27期第2四半期(自平成28年4月1日至平成28年6月30日) 平成28年8月12日福岡財務支局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	当社と当該会社との間には、記載すべき出資関係はありません。
人事関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人事関係はありません。
資金関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資金関係はありません。
技術関係	当社と当該会社との間には、記載すべき技術関係はありません。
取引関係	当社の連結子会社である株式会社サムシングとシノケングループの連結子会社である、株式会社シノケンハーモニー及び株式会社小川建設は、地盤調査等に関する取引があります。

c. 割当予定先の選定理由

シノケングループを今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社は、中長期成長戦略として、顧客層拡大を目的とし、地盤改良事業に於ける戸建住宅だけに頼らないアパート・マンション及び店舗等の非戸建住宅市場の開拓、そして、東南アジアを中心とした海外事業における事業領域確保・拡大を掲げ、業務推進活動を行っております。このような中、当社と、アパート販売・マンション販売・ゼネコン事業・不動産賃貸管理事業等を行ない、東南アジアを中心とした海外戦略を行っておりますシノケングループが、資本業務提携（以下、「本資本業務提携」といいます。）を行うことにより、双方シナジー効果が見込めるとの合意に至りました。その結果、当社は、本資本業務提携契約を締結し、事業拡大及び自己資本比率を中心とした財務基盤の強化を目的とした第三者割当増資を行うこととしました。

以上から、当社はシノケングループを本株式の割当予定先として選定することが当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

名称	株式数
株式会社シノケングループ	普通株式 875,000株

e．株券等の保有方針

シノケングループからは、本資本業務提携に基づく一層の関係強化の趣旨に鑑み、中長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。なお、当社は、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、シノケングループから、本第三者割当の払い込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、シノケングループにおける第26期有価証券報告書（平成28年3月29日提出）、第27期第2四半期報告書（平成28年8月12日提出）に記載されている財務諸表により、いずれの割当予定先も払込に要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。これにより、かかる払込に支障はないと当社は判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、シノケングループが株式会社東京証券取引所に提出した平成28年3月29日付「コーポレートガバナンス報告書」における「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」の記載内容を確認することにより、同社、同社の役員又は主要な株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及び発行の合理性

本新株式の発行価額につきましては、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断し、新株式発行に係る取締役会決議の直前営業日である平成28年9月9日の東証JASDAQグロースにおける普通取引の終値377円を基準とし、1株340円（ディスカウント率9.81%）といたしました。本新株式の発行価額の決定につきましては、取締役会決議日の前営業日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去の特定期間の平均株価を用いて発行価額を算定することは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映することができないと考えられ、直前営業日に形成されている株価終値が直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。また、ディスカウント率9.81%といたしましたのは、本第三者割当増資後の株価変動リスクを勘案し割当予定先からの一定のディスカウントの要請に応じたものであります。その上で、本第三者割当により生じる希薄化等を勘案しつつも、シノケングループとの本資本業務提携により、事業拡大・売上増加が期待でき、また、資金の効率化、収益の向上が期待できるため、本第三者割当増資による直接的な財務基盤の強化のみならず、獲得利益の積み上げによる財務基盤の強化も図ることが出来ると考えており、割当予定先と協議・交渉した結果、当該要望を一定程度受け入れ、上記の条件により発行価額を決定することが合理的であると判断したものです。

なお、本新株式の発行価額については、当該直前営業日までの1か月間の終値平均375円に対するディスカウント率は9.33%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均386円に対するディスカウント率は11.92%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均411円に対するディスカウント率は17.27%となっております。かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行に該当しないものと判断しております。また、当社監査役全員（社外監査役3名を含む。）より、本新株式の発行条件が特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を相当とする旨の意見を入手しております。

(2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行される本新株式は875,000株であり、平成28年6月30日現在の当社発行済株式総数3,239,200株に対し27.01%（平成28年6月30日現在の当社議決権個数32,384個に対しては27.02%）であり、これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり当期純利益が低下するおそれがあります。

しかしながら、本資本業務提携が当社の事業拡大及び財務基盤強化に寄与すると見込まれること、その為の事業資金の調達、財務基盤の強化のためにも、本第三者割当増資による新株式発行は必要であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成25年12月期47.46円、平成26年12月期15.03円、平成27年12月期101.32円と、直前期には一時的に純損失を計上しておりますが、調達した資金を成長領域に厳選して投下し、当社業績の安定的な成長を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

シノケングループに割当てる本新株式は875,000株であり、平成28年6月30日現在の当社発行済株式総数3,239,200株に対し27.01%（平成28年6月30日現在の当社議決権個数32,384個に対しては27.02%）であり、25%以上となることから、今回の第三者割当による本新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
前 俊守	千葉県市川市	966,000	29.82%	966,000	23.48%
株式会社シノケングループ	福岡県福岡市中央区天神一丁目 1番1号	0	0.00%	875,000	21.27%
サムシングホールディングス社員持株会	東京都江東区木場一丁目5番25 号	179,000	5.53%	179,000	4.35%
株式会社本陣	愛知県名古屋市東区矢田南三丁目 13番7号	132,000	4.08%	132,000	3.21%
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番 2号	120,000	3.70%	120,000	2.92%
前 トミ	奈良県奈良市	83,600	2.58%	83,600	2.03%
山川 純子	兵庫県宝塚市	73,400	2.27%	73,400	1.78%
山川 勇	兵庫県宝塚市	66,000	2.04%	66,000	1.60%
前 耕蔵	奈良県奈良市	62,000	1.91%	62,000	1.51%
皆川 真二	千葉県夷隅郡御宿町	55,000	1.70%	55,000	1.34%
計	-	1,737,000	53.64%	2,612,000	63.49%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 平成28年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年6月30日現在の発行済株式総数及び議決権数に、本新株式875,000株（議決権数8,750個）を加えて算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

本第三者割当増資は、当社とシノケングループとの業務提携を併せて実施するものであり、業務提携の効果をより確実なものとするのが目的の一つです。

また、当社は、中長期事業戦略として顧客層拡大を掲げており、本資本業務提携により、当社が最も得意とする地盤改良事業・地盤システム事業の顧客層拡大が可能となり、売上・収益の一層の拡大と事業拡大につなげていく方針です。そのために、本第三者割当増資による資金を今後の地盤改良事業における事業拡大及び自社商品開発等に活用することで、借入コスト負担の抑制、及び自己資本充実による財務体質の安定化を図ることを目的としております。

資金調達の実現手段として(a)金融機関借入、(b)シノケングループからの借入、(c)公募増資、(d)第三者割当による新株式発行、(e)新株予約権又は新株予約権付社債の発行が上がりました。(a)金融機関借入及び(b)シノケングループからの借入は担保提供が前提となるため、担保提供が可能な物件取得に係る資金調達に限定されることは、上場企業である双方にとって適当ではないとの判断に至りました。また、(c)公募増資は調達に要するコストが第三者割当に比べて割高であるほか、手続きに時間を要するため当社が期待する時期での資金調達が完了することが困難であると考えられ、適当ではないとの判断に至りました。また、(d)第三者割当による新株式発行を実行する場合のメリット（返済負担が無いこと、財務基盤強化）及びデメリット（株式の希薄化）との比較、並びに(e)新株予約権又は新株予約権付社債の発行に関しましては、調達額や調達時期が当社で決定できず機動性に欠けること、潜在株式の増加を市場が懸念した場合の株価下落の可能性により、適当ではないとの判断に至ったことを踏まえ、第三者割当による新株式発行による資金調達が、選択肢としては最良の方法であるとの結論に至りました。

シノケングループからは、本資本業務提携に基づく関係強化の趣旨に鑑み、中長期的に保有して頂くことを確認しておりますことも、本第三者割当増資を行う理由の一つとなっております。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

上記「3 [発行条件に関する事項] (2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本第三者割当により発行される本新株式は875,000株であり、平成28年6月30日現在の当社発行済株式総数3,239,200株に対し27.01%（平成28年6月30日現在の当社議決権個数32,384個に対しては27.02%）であり、これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり当期純利益が低下するおそれがあります。

しかしながら、本資本業務提携が当社の事業拡大及び財務基盤強化に寄与すると見込まれること、そしてその為の事業資金の調達、財務基盤の強化のためにも、当該資金の確保は必要であり、また今後も継続的に収益を計上する企業へとなるためには、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当により、当社株式は25%以上の大幅な希薄化が生じることになることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

そこで、当社は、当社社外監査役2名（岡田憲治氏、松場清志氏）に加え、当社と利害関係の無い弁護士である堀本博靖氏の3名により構成される委員会（以下「独立委員会」といいます。）を組成し、本第三者割当の必要性及び相当性について意見を諮問し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱いたしました。当社としては、株主総会による株主の意思確認の手続を経る場合には、仮に臨時株主総会を開催すると決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、及び臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、株主総会決議などによる株主の意思確認手続を経ることなく、経営者から一定程度独立した独立委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

また、当社は、独立委員会に対して、現状における財政状態や経営成績及びその見込み、本第三者割当の目的及び理由（割当予定先の選定理由、第三者割当の方法による理由等）、払込金額算定の根拠、調達資金の使途、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、各委員それぞれからの質問事項に関して説明を行い、独立委員会はこれを踏まえて慎重に検討を行いました。その結果として、当社は、独立委員会より平成28年9月12日付で以下の概要の意見を入手いたしました。

第1 本第三者割当増資の必要性

1 本第三者割当増資の目的及び理由

本第三社割当増資は、シノケングループとの業務提携の実効性を向上させること、対象会社の中長期事業戦略である顧客層拡大のため、主力事業の地盤改良事業・地盤保証事業・地盤システム事業等の国内事業と、今後の事業拡大を目指す海外事業に関する設備投資資金及び運転資金を確保すること、借入コストの削減及び自己資本の充実による財務状況の安定化を図ることを目的としているため、以下、各目的の必要性・合理性について検証を行う。

(1) シノケングループとの業務提携の実効性向上

対象会社の業績は、直近の第17期決算期（平成27年12月期）において、売上高は対前年同期比2.0%増の9,461,788千円を達成したものの、材料費や販売管理費等の増加が要因となり111,451千円の経常損失を計上している。また、対象会社の発行株式の株価は、過去1年においても引き続き下落傾向が見受けられ、2015年9月1日時点の終値では494円であった株価が、2016年9月1日の終値では378円と約23%下落しており、対象会社は、早期における業績改善が期待される状況にある。

当該状況下において、対象会社は、中長期的成長戦略として、業績改善のための顧客層の拡大を目的とし、国内事業に関しては、対象会社が得意とする地盤改良事業等の対象を、従来の戸建住宅から、アパート・マンションや店舗等の非戸建住宅に拡大すると共に、海外事業についても、東南アジア（ベトナム・カンボジア等）を中心としたWPC（プレキャストコンクリートパネル）による住宅等の建築事業及び地盤調査改良事業を拡大展開することを目指しているとのことである。

この点、今般の資本業務提携に伴う本第三者割当増資に係る割当先として予定されているシノケングループは、アパート・マンション販売事業やゼネコン事業を主な事業とし、中国・シンガポール・インドネシアといった海外でも不動産投資業等を営んでいるところ、当該資本業務提携が実現した場合には、シノケングループ関連会社が販売するマンション・アパート等の非戸建住宅の地盤改良等について今後の発注の大部分が、対象会社に対して行われる見込みとのことであり、対象会社の国内事業（地盤改良事業・地盤保証事業・地盤システム事業）に対する業績面での好影響が予測される。また、対象会社の海外事業についても、現状において対象会社とシノケングループが海外展開している国は完全には一致していないものの、対象会社が本第三者割当増資による調達資金によって購入予定のWPC製造の型枠があれば、新たな進出国の現地法人に製造委託することにより対象会社が事業展開することも容易となるとのことであるので、今後シノケングループが東南アジアにおいて不動産投資事業を拡大展開していく場面においては、対象会社の海外におけるWPC製造販売事業等への業績面での寄与が期待し得る。

したがって、本第三者割当増資によるシノケングループとの間の資本業務提携は、対象会社にとって事業上のシナジーを見込めるものであることから、本第三者割当増資の目的として十分合理性が認められると料する。

(2) 国内事業及び海外事業に関する設備投資資金及び運転資金の確保

対象会社は、本第三者割当増資により調達した資金について、以下の用途を予定している。なお、以下の設備投資資金及び運転資金の合計額のうち、本第三者割当増資による調達資金額を上回る金額については、対象会社の自己資金から支出する予定とのことである。

海外事業に関する設備投資等

A) カンボジアにおけるWPC住宅建築事業のための型枠購入費及び運転資金	80百万円
B) ベトナムにおけるWPC事業等の既存事業の設備投資及び運転資金	30百万円

国内地盤改良事業等に関する設備投資等

A) 地盤改良事業	
・ 新規研究開発投資	35百万円
・ 既存支店の建て替え、及び支店統廃合又は新規出店	85百万円
・ 運転資金	25百万円
B) 地盤保証事業（顧客向け報告書作成システムへの受発注機能導入）	15百万円
C) 地盤システム事業（レンタル用機材量増加、G-Web systemの性能向上のための開発）	20百万円
D) グループ全体における管理部門のインフラ投資（連結システム・給与システムの開発）	10百万円

上記(1)で述べたとおり、対象会社は、業績改善のために顧客層の拡大を目指しているところであり、上記の海外事業に対する設備投資及び運転資金は、いずれも現地におけるWPC関連事業の基盤を拡充するためのもので、対象会社の売上増加に繋がる顧客層拡大の目的に資すると思われることから、資金確保の必要性及び相当性は認められる。

また、国内地盤改良工事等に関する設備投資及び運転資金についても、地盤改良事業における新規研究開発投資は、対象会社が予定する都市部での雨水貯留浸透施設事業への参入に必要であり、同事業における既存支店の建て替え等についても、事業所の営業力及び情報セキュリティの強化を企図したものであることから、用途として合理性は認められる。加えて、地盤保証事業における保証受発注システムの改善は、顧客の利便性を高めて売上増加を計画するものであり、地盤システム事業におけるシステム開発費についても、地盤調査データの改ざん事件に起因して需要が高まりつつある対象会社のシステム事業の収益性を向上させることを目的とすることから、いずれも、資金使途として合理性を有するものとする。さらに、グループ全体における管理部門のインフラ投資についても、同部門の効率改善のために実施されるものであるから、資金使途の合理性に問題は見当たらない。

(3) 借入コストの削減及び自己資本の充実による財務状況の安定化

対象会社は、シノケングループとの資本業務提携及び本第三者割当増資の検討に先立って、業績改善のための事業戦略の一環として、今後3年間の投資計画を策定していたところ、上記(2)記載の資金使途は、いずれも当該3年投資計画において予定されていた新規又は既存事業に対する投資に該当するものとのことである。対象会社において、これらの投資に必要な資金を借入れにより調達した場合、後記第3.1で詳述するとおり、発行会社の足許の業績に鑑みると、相応の借入コストを負担することになり、市場での金利水準の変動状況によっては、対象会社の業績や財務状況に影響を及ぼす虞も存する。他方で、対象会社は、本第三者割当増資によって自己資本の充実を図る一方で、調達資金により当初から計画していた上記投資を実施することが可能となると、対象会社の業績・財務内容の現状に鑑みると、対象会社として、かかる自己資本の充実による財務状況の安定化を目指して本第三者割当増資を選択することに、不合理な点は見当たらない。

2 調達資金の使途の合理性

本第三者割当増資により対象会社が調達した資金の使途の合理性については、上記1(2)記載のとおりである。

第2 本第三者割当増資の相当性

1 第三者割当増資の選択の相当性(他の資金調達手法との比較)

第三者割当増資以外の資金調達の手法としては、()金融機関又は他社からの借入、()公募増資、()株主割当増資、()新株予約権又は新株予約権付社債の発行といった手法が考えられる。

しかし、上記第2の1(3)で述べたとおり、本第三者割当増資は、借入コストの削減及び自己資本の充実による財務状況の安定化を主要な目的の一つとしているところ、対象会社の足許の業績は、直近決算期において経常損失を計上しているため、借入による資金調達には相応のコストが必要となる可能性があり、また借入の手法自体が自己資本の充実には資するものではないことから、()金融機関又は他社からの借入は、対象会社が企図する本第三者割当増資の目的に沿った資金調達手法であるとは評価し難い。

また、()公募増資、()株主割当増資、及び()新株予約権又は新株予約権付社債の発行についても、上記第2の1(1)で述べたとおり、直近の決算期において経常損失を計上していることや、対象会社の株価について足許低下傾向が継続していることに鑑みると、調達予定額に必要な応募を確保できるかは不透明であり、また、対象会社が予定する機動的な資金調達の実現にも適していないことから、()乃至()のいずれの手法についても、本第三者割当増資の目的に照らした資金調達の手法に適正したものとは言えない。

したがって、今般の対象会社における資金調達に関して、第三者割当増資という手法を選択したことは、他の資金調達手法との比較においても、相当であると思料する。

2 割当予定先の選定

上記第2の1(1)で述べたとおり、本第三者割当増資は、対象会社とシノケングループとの間の資本業務提携の一環として実施が予定されているものであるところ、対象会社において、当該資本業務提携による事業上のシナジーを検討した上で、シノケングループを割当予定先として選定したことが認められる。

また、シノケングループは、対象会社と同様、JASDAQ市場に上場する事業会社であるが、対象会社は、シノケングループが株式会社東京証券取引所に提出した平成28年3月29日付けコーポレートガバナンス報告書の記載内容から、シノケングループ、同社役員及び主要な株主が反社会的勢力等に該当しておらず、また反社会的勢力等との関係性も有していないことを確認している。

さらに、シノケングループが開示している第27期第2四半期報告書によれば、同社が当該第2四半期連結会計期末時点で保有する現金及び現金同等物は102億61百万円と、十分な流動資産を有しており、シノケングループによる本第三者割当増資に係る払込予定額の確保に問題がないことが認められる。

加えて、対象会社は、シノケングループより、対象会社株式の中長期的な継続保有の意向を確認しており、シノケングループが、本第三者割当増資に係る割当を受ける日から2年間に、当該割当により発行される株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに対象会社に当該譲渡の内容を通知すること等を定める確約書の提出を受ける予定であることから、本第三者割当増資直後に割当先が取得株式を譲渡することにより、対象会社の株価が急落するといった事態が生じる蓋然性は低い。

以上の理由から、対象会社が、本第三者割当増資の割当先としてシノケングループを選定することについては、相当性が認められると料する。

3 発行条件の相当性

本第三者割当増資において発行される新株の発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前営業日である平成28年9月9日の終値377円から9.81%をディスカウントした340円を予定している。

日本証券業協会が新株の引受け販売を行う協会員向けの自主ルールとして制定した「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（以下「日証協指針」）によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合には、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直近日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされているところ、当該指針は、従前の裁判例においても主要な判断基準として取り扱われている。

この点、対象会社が予定する本第三者割当増資に係る新株発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前営業日の終値から9.81%をディスカウントした価額とするものであり、当該直前営業日から起算して過去1か月間の終値平均からは9.33%のディスカウント、当該直前営業日から起算して過去3か月間の終値平均からは11.92%のディスカウント、当該直前営業日から起算して過去6か月の終値平均からは17.27%のディスカウントとなり、過去3か月及び6か月の終値平均との関係では、10%を超えるディスカウントとなっている。

しかし、日証協指針は、第三者割当増資における新株発行価額について、株式発行に係る取締役会の直前日の価額が、発行株式の価値を最も適切に表していることを前提に、当該価額を基準として、これに0.9を乗じた額以上の価額をすることを原則として要請するものと考えられる。

この点、対象会社の発行株式については、本第三者割当増資に係る取締役会の直前日の終値が、対象会社発行株式の価値を表していないと窺われるような特段の事情は見当たらないことから、当該終値を基準として0.9019を乗じた額を発行価額とすることは、日証協指針に合致しており、発行条件としての相当性が認められる。

なお、本第三者割当増資において、25%を超える希薄化率をもたらす新株を発行することや、新株の発行価額として、取締役会の直前日の終値から9.81%のディスカウントを行った金額を採用すること自体は、既存株主にとって一定の不利益を生じさせるものであることは否定できない。しかし、本第三者割当増資に伴うシノケングループとの間の資本業務提携により、対象会社に事業上のシナジーが生じることが期待されており、これによって企業価値ひいては株式価値の将来的な向上という便益を既存株主が享受し得ることに鑑みれば、本第三者割当増資における発行条件が、既存株主の利益を過度に害しているとまでは言えず、発行条件としての相当性を欠くと評価するに足る事情は見当たらない。

したがって、本第三者割当増資における新株発行価額は、日証協指針に適合するものであり、会社法上の募集株式の有利発行(会社法第201条第1項、第199条第3項)には該当せず、発行条件についても相当性が認められる。

以上のとおり、当職らとしては、本第三者割当増資については、その必要性及び相当性が認められるものと思料する。

また、当社監査役の全員から発行数量及び株式の希薄化に関し、当社の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式価値の希薄化は合理的であり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得ております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成28年9月12日）現在以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定 年月		完成後の増 加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
(株)サムシング	東京都江東区他19支店	地盤改良事業	地盤調査、 施工設備・ 車両	152,920	-	自己資金及 び借入金	平成 28.1	平成 28.12	生産能力増 強 (注)1
SOMETHING HOLDINGS ASIA PTE.LTD. (注)3 SOMETHING VIETNAM CO.,LTD.	シンガポ ール共和国、 ベトナム社 会主義共和 国ホーチミ ン市	海外事業	住宅建材製 造設備	79,000	-	当社からの 融資資金 (注)2	平成 28.1	平成 28.12	生産能力増 強 (注)1
(株)サムシ ング秋田支店	秋田県秋田 市	地盤改良事 業	事務所設備 等	50,000	-	当社からの 融資資金 (注)2	平成 28.10	平成 28.12	セキュリ ティ強化 (注)1
(株)サムシ ング	東京都江東 区	地盤改良事 業	新規出店設 備等	35,000	-	当社からの 融資資金 (注)2	平成 29.1	平成 29.12	生産能力増 強 (注)1
ジオサイン (株)	東京都千代 田区	地盤システ ム事業	システム投 資	35,000	-	自己資金及 び借入金	平成 28.7	平成 28.12	品質向上 (注)1
(株)G I R	東京都江東 区	保証事業	システム投 資	15,000	12,000	当社からの 融資資金 (注)2	平成 28.8	平成 28.8	品質向上 (注)1
サムシング ホールディ ングス株式 会社他 (注)4	東京都江東 区	その他事業	システム投 資	10,000	-	増資資金 (注)5	平成 29.1	平成 29.4	品質向上 (注)1

(注)1. 完成後の増加能力は、算定が困難であるため、増加能力に代えて投資目的を記載しております。

2. 今回の増資資金の融資であります。

3. SOMETHING HOLDINGS ASIA PTE.LTD. からカンボジアに設立するJAPANEL HOME CAMBODIA CO.,LTD. に資金を融資します。

4. サムシングホールディングス株式会社、株式会社サムシング、株式会社G I R、及び株式会社住まいる検査が対象となります。

5. 今回の増資資金であります。

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第17期有価証券報告書及び四半期報告書（第18期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

3. 臨時報告書の提出について

組込情報である第17期有価証券報告書の提出日（平成28年3月29日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

・臨時報告書（平成28年3月29日）

(1) 提出理由

平成28年3月25日開催の当社第17回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

株主総会が開催された年月日

平成28年3月25日

決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

変更の理由

当社経営体制の一層の強化を図るため、取締役の員数を5名以内から7名以内へ変更する。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、前俊守、笠原篤、青木宏、佐々木隆、高橋俊裕及び青木巖の6名を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、松場清志を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、山田学を選任する。

決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 定款一部変更の件	20,500	158	0	(注) 1	可決（97.8％）
第2号議案 取締役6名選任の件					
前 俊守	20,492	166	0	(注) 2	可決（97.8％）
笠原 篤	20,500	158	0		可決（97.8％）
青木 宏	20,500	158	0		可決（97.8％）
佐々木 隆	20,487	171	0		可決（97.7％）
高橋 俊裕	20,467	191	0		可決（97.6％）
青木 巖	20,485	173	0		可決（97.7％）
第3号議案 監査役1名選任の件					
松場 清志	20,531	127	0	(注) 2	可決（97.9％）
第4号議案 補欠監査役1名選任の件					
山田 学	20,539	119	0	(注) 2	可決（98.0％）

(注) 1 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 至	平成27年1月1日 平成27年12月31日	平成28年3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第18期第2四半期)	自 至	平成28年4月1日 平成28年6月30日	平成28年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年3月28日

サムシングホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人ナカチ

代表社員 業務執行社員	公認会計士	平田 卓	印
----------------	-------	------	---

代表社員 業務執行社員	公認会計士	藤代 孝久	印
----------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサムシングホールディングス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サムシングホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、サムシングホールディングス株式会社の平成27年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、サムシングホールディングス株式会社が平成27年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月28日

サムシングホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人ナカチ

代表社員
業務執行社員 公認会計士 平田 卓 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 藤代 孝久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサムシングホールディングス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サムシングホールディングス株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8月10日

サムシングホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人ナカチ

代表社員
業務執行社員 公認会計士 藤代 孝久 印

業務執行社員 公認会計士 家富 義則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサムシングホールディングス株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サムシングホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。